

地方事業所特別税額控除限度額に係る加算対象
税額控除限度額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年	結 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()	
個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	法 人 税 額 基 準 額 $(5) \times \frac{30}{100}$	8	円
連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	2		基 準 雇 用 者 数 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十五)「10」)× $\frac{\text{別表六の二(十五)「28」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十五)「28」の合計}}$	9	
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」 又は別表一の二(三)「2」)	3		地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十五)「18」)× $\frac{\text{別表六の二(十五)付表一「11」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十五)付表一「11」の合計}}$	10	
調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4		特 定 建 物 等 の 取 得 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十四)「16」)	11	
調 整 前 連 結 税 額 超 過 控 除 後 個 別 帰 属 額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5		差 引 法 人 税 額 基 準 額 残 額 $(8) - (9) - (10) - (11)$	12	
地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 (別表六の二(十五)付表一「17」)	6	人	加 算 対 象 税 額 控 除 限 度 額 $30\text{万円} \times (6)$	13	
税 額 控 除 限 度 額 $30\text{万円} \times (6)$	7	円			

別表六の(二十五)付表二 平二十七・八・十以後終了連結事業年度分

別表六の二（十五）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、措置法第68条の15の3第3項各号（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「地方事業所特別基準雇用者数 6」は、別表六の二（十五）付表一「19」に数の記載がある場合には、その数を記載します。

3 当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。）が1年に満たない場合には、「 $\frac{\text{税額控除限度額}}{30\text{万円} \times (6)}$ 7」の欄中「30万円」とあるのは、「 $30\text{万円} \times \frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$ 」として記載します。